

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との充電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
佐久地域	佐久市	太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金	補助金交付	○	○			①自己の所有に属する建物に設置しようとする者。 ②他人の所有に属する建物に居住し、当該建物に設置しようとするもの。ただし、事前に当該建物所有者から承諾を得ることが必要。	—	—	既に太陽光発電設備が設置されているか、太陽光発電設備と共に設置する場合には限り、蓄電システムに対して補助金を交付する。	新築（完成後1年未満の建物に設置）：1kwあたり1万円。上限金額10万円。 既築（完成後1年以上経過した建物に設置）：1kwあたり3万円。上限金額20万円。 蓄電システム：実支出額に対し10万円限度で交付。	R6～	可	・対象設備により発電した電気の一部又は全部を自家消費しようとする者。 ・市税等の滞納が無いこと。	環境部 環境政策課 0267(62)2917
佐久地域	小海町	小海町ゼロカーボン促進補助金	補助金交付	○	○	○	クリーンエネルギー自動車	(1) 補助金申請時において、市区町村が賦課する税等の徴収金に滞納がない者であること。 (2) 補助金実績報告書提出時において、町内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。 (3) 町内に本社若しくは営業所等を有する法人、個人事業者、又は本補助事業完了後に町内で事業を開始することが認められる者	—	—	最大出力(kW表示とし、小数点以下2桁未満については四捨五入)に10万円を乗じて得た額。ただし、30万円を限度とする。	R5.4.1～	可		総務課 渉外戦略係 0267-78-5147	
佐久地域	北相木村	北相木村新エネルギー設備設置費補助金交付要綱	補助金交付	○	○			自ら居住し、又は居住を予定している村内にある住宅(店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものも含む。)に対象設備を設置する者であること。未使用であること。太陽光発電システム・蓄電池システムのうちそれぞれに対して1世帯1回限り			蓄電システム：蓄電容量が4キロワット時以上で国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等支援事業の対象製品として登録があるもの	太陽光発電システム→1キロワットあたり25万円に限度額100万円 蓄電池システム→対象経費の3分の1以内で限度額15万円	太陽光パネル→H21～ 蓄電池システム→R4.4.1～	可		総務企画課
佐久地域	川上村	川上村太陽光発電システム設置補助金	補助金交付	○				村内に住所を有する者で、自らが居住する住宅に機器を設置しようとする者	電力会社と電力受給契約を締結していること	10kW未満	未使用であること	1kW当たり5万円 (上限4kW)	H22～	可		産業建設課 環境整備係 0267(97)2121
佐久地域	軽井沢町	住宅用太陽光発電システム等導入促進事業	補助金交付	○	○	○		申請時にすべてに該当する者 (1)実績報告をする日において、当該発電システム等が設置された住宅の所在地に住所を有する者であって、同項の規定による実績報告をする日から3年以上継続して住所を有することができるもの (2)町内にある既存住宅及び新築住宅に発電システム等を設置する者又は設置済みの建売住宅を購入する者 (3)町税並びに水道料金及び下水道使用料(農業集落排水施設使用料を含む。)を滞納していない者	電力会社と電灯契約及び余剰電力の電力受給契約(太陽光契約)を締結できるもの	10kW未満	・未使用のものであること ・当該年度末までに補助対象事業を完了することができる者	・1kw当たり5万円 限度額20万円 ・蓄電システムまたは、電気自動車等充給システムを同時に設置する場合は、限度額30万円	H22～	可		環境課環境政策係 0267(45)8556 (直通)

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との売電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
佐久地域	小諸市	蓄電システム導入補助金	補助金交付		○			・自己の所有に属する住宅に設置しようとする市内に居住する又は居住しようとする者。 ・他者の所有する住宅（賃貸等）に設置しようとする市内に居住する又は居住しようとする者	—	4kW以上		補助対象経費の1/2を上限とし、1)太陽光発電設備と蓄電システムを同時に設置する場合は上限20万円、2)蓄電システムのみを設置する場合は上限10万円	R4～	可		市民生活部ゼロカーボン推進室 (0267-22-1700)
佐久地域	小諸市	電気自動車充電設備設置補助金	補助金交付			○	電気自動車を充電するための普通充電設備、V2H	・自己の所有する住宅に設置しようとする市内に居住する又は居住しようとする者。 ・他者の所有する住宅（賃貸等）に設置しようとする市内に居住する又は居住しようとする者		200V以上の電源に接続すること		補助対象経費の1/2を上限とし、1)普通充電設備を設置する場合、上限20万円、2)V2H危機を設置する場合、上限10万円	R5～	可		市民生活部ゼロカーボン推進室 (0267-22-1700)
佐久地域	立科町	立科町地球温暖化防止活動補助金	補助金交付	○	○	○		自ら居住する住宅に設置するもので、実績報告時に町内に居住し、住民基本台帳に記録されている者。	・自家使用量を超える余剰電力について、電力会社に売電できる機能を備えたシステムで、電力会社と売電契約をしていること。	太陽光パネル： 10kW未満	なし	・1kW2万円を補助 ・1件10万円を限度 (蓄電池の補助を同時に受ける又は既に受けている場合は、併せて15万円限度。)	太陽光パネル： H28.4.1～ 蓄電池： R3.4.1～	可	なし	建設環境課 生活環境係 0267(88)8411
上田地域	上田市	上田市地球温暖化対策設備設置費補助金	補助金交付	○				住宅等に対策設備を設置しようとする市内に住所を有する者又は対策設備が設置された住宅等で販売を目的としたものを購入しようとする市内に住所を有する者	—	太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力が50kW未満	(1)補助金の交付の申請をした年度内に対策設備の設置を完了することができる者 (2)住宅等が自己の所有に属さない場合にあつては、所有者の承諾を得られる者 (3)市税の滞納がない者	1kW当たり13千円 (上限6kW) 限度額78千円	H13～	可	発電した電気の一部又は全部を自家消費すること	環境部 環境政策課 0268-71-6428
上田地域	上田市	上田市地球温暖化対策設備設置費補助金	補助金交付		○			住宅等に対策設備を設置しようとする市内に住所を有する者又は対策設備が設置された住宅等で販売を目的としたものを購入しようとする市内に住所を有する者	—	—	(1)補助金の交付の申請をした年度内に対策設備の設置を完了することができる者 (2)住宅等が自己の所有に属さない場合にあつては、所有者の承諾を得られる者 (3)国が行うネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)支援事業の対象商品として登録された蓄電システムであること。 (4)住宅等に設置し、太陽光発電システムと接続するもの (5)市税の滞納がない者	定置型蓄電システムの設置に要する経費の10分の1以内。 限度額60千円	R3～	可		環境部 環境政策課 0268-71-6428

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との充電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
上田地域	上田市	上田市地球温暖化対策設備設置費補助金	補助金交付			○		住宅等に対策設備を設置しようとする市内に住所を有する者又は対策設備が設置された住宅等で販売を目的としたものを購入しようとする市内に住所を有する者	—	—	(1)補助金の交付の申請をした年度内に対策設備の設置を完了することができる者 (2)住宅等が自己の所有に属さない場合にあつては、所有者の承諾を得られる者 (3)住宅等に設置し、太陽光発電システムと連結するもの (4)市税の滞納がない者	設置に要する経費の10分の1以内。 限度額60千円	R4～	可		環境部 環境政策課 0268-71-6428
上田地域	東御市	東御市住宅用太陽光発電システム等設置補助金 ・太陽光発電設備設置事業（重点対策加速化事業） ・定置型蓄電池設置事業（重点対策加速化事業）	補助金交付	○	○			住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅（店舗との共用住宅及び賃貸集合住宅を除く）で、市内に存するもの（予定を含む）をいう。市内に住所を有する者（第5条の規定による申請をする年度内に市内に転入する者を含む）で、市内の住宅に太陽光発電設備を設置する者。	・FIT/FIP制度の利用不可（売電は可）	—	・太陽光発電設備で発電した電力を蓄電池、太陽光発電設備と連結するもので、未使用のもの (ア) 市内に本店又は支店を有する者（当該本店又は支店と契約し、設置工事を行わせる場合に限る。） (イ) 信州の屋根ソーラー事業者認定制度の最新の実施要領に基づく認定事業者（当該事業者と契約し、設置工事を行わせる場合に限る。） ・発電量の自家消費率30%以上	【太陽光パネル】 70,000円/kW 上限350,000円 【定置型蓄電池】 蓄電池価格の1/3 上限516,000円 ※定置型蓄電池は、当該補助金により設置する太陽光パネルの不随設備であること ※次の価格を超える定置型蓄電池は対象外（工事費込・税抜） ・4,800Ah・セル未満（家庭用）155,000円/kWh ・4,800Ah・セル以上（業務用）190,000円/kWh	R6.4～	国・否 県・可 ※但し、国庫金を財源としないものに 限る		市民生活部 生活環境課 ゼロカーボン推進係 0268-64-5896
上田地域	東御市	東御市住宅用太陽光発電システム等設置補助金 ・定置型蓄電池設置事業（市単独補助事業）	補助金交付		○			住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅（店舗との共用住宅及び賃貸集合住宅を除く）で、市内に存するもの（予定を含む）をいう。市内に住所を有する者（第5条の規定による申請をする年度内に市内に転入する者を含む）で、市内の住宅に太陽光発電設備を設置する者。	—	—	・太陽光発電設備で発電した電力を蓄電池、太陽光発電設備と連結するもので、未使用のもの	設置費用の10分の1 上限100,000円	R1.10～	可		市民生活部 生活環境課 ゼロカーボン推進係 0268-64-5896
上田地域	長和町	長和町地球温暖化対策設備設置補助金	補助金交付	○	○			既設住宅又は新築住宅へ住宅用太陽光発電システムを設置しようとする個人。又は、システムを設置した建売住宅を購入する個人。	電力契約を結んでいる者			・1kw当たり3万円 限度額10万円 ・蓄電池システム 費用の10分の1以内 限度額10万円	H21～	可	R5～蓄電池	町民福祉課 0268(68)3111
上田地域	青木村	青木村住宅用太陽光発電等導入補助金事業	補助金交付	○	○			(1)自ら居住するまたは居住する予定の青木村内の住宅（店舗との併用住宅を含む。）に対象システムを設置するもの。	—	10kW		システム購入費用（設備工事費、消費税を除く）の10分の1（上限10万円） （1千円未満は切り捨て）	H31～	可	定置型蓄電池設備	総務課総務企画課 TEL:0268-49-0111
諏訪地域	岡谷市	岡谷市蓄電池システム導入補助金	補助金交付		○			自らが居住するために市内の住宅に太陽光発電システムと同時に蓄電池システムを設置する方		10kW未満	環境省「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象製品に登録された機器	設置費用の1/10以内（上限10万円）	令和4年7月1日～	可		市民環境部環境課 環境政策・ゼロカーボン担当 0266(23)4811

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

調査地域	市町村	制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との充電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
諏訪地域	岡谷市	岡谷市電気自動車充電設備（V2H）導入補助金	補助金交付			○		自らが居住するため、市内の住宅等に充電設備を設置する方			国のCEV補助金の対象設備	設置費用の1/4以内（上限10万円）	令和5年7月1日～	可		市民環境部環境課 環境政策・ゼロカーボン担当 0266(23)4811
諏訪地域	諏訪市	地球温暖化対策補助金	補助金交付		○	○		市内に住所を有する者	-	-	・長野県内に本店又は支店を有する事業所と売買契約し、設置するもの ・ソーラーカーポートについてはV2Hと同時導入	蓄電池：補助率10%、上限10万円 V2H：補助率10%、上限10万円 ソーラーカーポート：補助率10%、上限10万円	R5.4～	蓄電池については不可		ゼロカーボンシティ推進室 0266-52-4141(214)
諏訪地域	茅野市	茅野市既存住宅エネルギー自立化補助金	補助金交付	○	○	○		【補助対象者】 (1) 長野県既存住宅エネルギー自立化補助金の補助金が確定している者であること。 (2) 交付申請及び実績報告をする時点で、市内に居住する者であること。 (3) 市税を滞納していない者であること。 (4) 暴力団又はその構成員と密接な関係を有するものでないこと。 【補助対象事業】 ・長野県が認定する、信州の屋根ソーラー認定事業者と契約して設置する以下の事業が対象となる。 ①太陽光発電システムと蓄電システムを同時に設置 ②太陽光発電システムとV2H充電システムを同時に設置 ③蓄電システムのみ設置（既に太陽光発電システムを設置済みの方） ④V2H充電システムのみ設置（既に太陽光発電システムを設置済みの方）	-	太陽光発電システム：発電出力10kW未満 蓄電システム：蓄電容量が4kW/H以上	・長野県既存住宅エネルギー自立化補助金に上乗せして交付（茅野市単体補助はなし）。 ・未使用品であること。 ・発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅で使用するもの。 ・設置場所は、補助対象者が居住する市内の既存住宅とし、太陽光発電システムは、既存住宅の屋根上に設置すること。	・【太陽光発電システムと蓄電システムを同時に設置】 （市内に事業所を有する認定事業者が設置する場合）：上限10万円 （市外に事業所を有する認定事業者が設置する場合）：上限5万円 ・【太陽光発電システムとV2H充電システムを同時に設置】 （市内に事業所を有する認定事業者が設置する場合）：上限10万円 （市外に事業所を有する認定事業者が設置する場合）：上限5万円 ・【蓄電システムのみ設置（既に太陽光発電システム設置済の方）】 （市内に事業所を有する認定事業者が設置する場合）：上限5万円 （市外に事業所を有する認定事業者が設置する場合）：上限2万5千円 ・【V2H充電システムのみ設置（既に太陽光発電システム設置済の方）】 （市内に事業所を有する認定事業者が設置する場合）：上限5万円 （市外に事業所を有する認定事業者が設置する場合）：上限2万5千円	R4～	可		市民環境部 ゼロカーボン推進室 0266(72)2101(内線272)
諏訪地域	下諏訪町	下諏訪町ゼロカーボン補助金	補助金交付	○	○	○	・ポータブル蓄電池（容量400Wh以上、太陽光パネル（携帯型可）と同時に購入するものに限る） ・高効率給湯器 ・LED電気照明設備 ・生ごみ処理機器 ・安心安全対策・住宅省エネ化リフォーム	実績報告時点で町内に住所を有する補助対象者が居住する、町内の住宅	なし	太陽光発電システム：10kW未満	・信州屋根ソーラー認定事業者の施工であること ・設備の設置前に交付申請を提出すること ・新品であること	太陽光発電システム：1件10万円 蓄電池：蓄電容量1kWh当たり2万円、上限10万円 ※補助予定額が補助対象経費を上回る場合、その額を限度額として千円未満の端数を切り捨て V2H：経費の1/4、最大10万円 ボタ電：経費の1/3、最大2万円	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	可	申請は補助対象設備ごとに1回限り。蓄電池の補助を受けたものが、別途LED照明の申請を行う等、異なる設備であれば同一年度内でも可。	住民環境課ゼロカーボン推進室 （内線142） ※リフォーム補助金のみ別窓口 産業振興課商工係 （内線274）

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との充電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
諏訪地域	富士見町	富士見町既存住宅エネルギー自立化補助金	補助金交付	○	○	○		交付申請をする時点において町内に居住するもの	-	太陽光発電システム：発電出力10kW未満 蓄電システム：蓄電容量が4kWh以上	長野県が実施する既存住宅エネルギー自立化補助金の交付を受けたもの	太陽光発電システム 上限5万円 蓄電システム 上限5万円 V2H充放電システム 上限5万円	令和5年6月頃～	可		建設課生活環境係 0266-62-9114（直通）
諏訪地域	原村	既存住宅エネルギー自立化補助金	補助金交付	○	○	○		村内の既存住宅（対象となる既存住宅が行政界を跨ぐ等の場合は、村内の既存住宅とみなす）に居住し、村内に住所を有する者	-	10kW未満	長野県の既存住宅エネルギー自立化補助金の交付決定を受け、額確定済みの者	太陽光、蓄電池※及びV2Hをセットで設置する場合は15万円 太陽光発電設備と蓄電池※又はV2Hセットで設置する場合は10万円 蓄電池※又はV2Hの設置のみの場合は5万円 ※4kWh以上が対象	R4～ (V2HはR5.6～)	可		建設水道課環境係 0266-79-7933
上伊那地域	伊那市	伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金	補助金交付	○				・要綱で定めた「既存住宅」を所有する者 ・当該年度の2月末までに実績報告書を提出できること ・施工事業者が市内に本店を有するものもしくは県内に本店を有し、市内に支店又は営業所を有するもの ・市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと ・以前に同種の補助金の交付を受けたことが無いこと	剰余電力は丸紅伊那みらいでんき株式会社へ売電すること		過去に同種の補助金を受けたことがあるものは対象外	1kWあたり14万円（上限70万円）	R4.10～	可	新規	市民生活部生活環境課自然エネルギー推進係 0265-78-4111（内線2212）
上伊那地域	伊那市	伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金	補助金交付		○			・要綱で定めた「既存住宅」を所有する者 ・当該年度の2月末までに実績報告書を提出できること ・施工事業者が市内に本店を有するものもしくは県内に本店を有し、市内に支店又は営業所を有するもの ・市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと ・以前に同種の補助金の交付を受けたことが無いこと			蓄電池単独での補助メニューは無し。（太陽光発電設備と併せて導入する場合のみ対象）	1kWhあたり7.75万円を乗じた額が本体価格（税抜）の1/2のいずれか低い額（上限77.5万円）	R4.10～	可	新規	市民生活部生活環境課自然エネルギー推進係 0265-78-4111（内線2212）
上伊那地域	駒ヶ根市	えがおポイント制度	再生可能エネルギー設備（蓄電池を含む。）導入に対し、地域通貨のポイント交付（1P＝1円）	○	○			市内に住所を有する者	-	パソコン出力10kW未満		再生可能エネルギー設備導入1件につき10,000ポイントを交付 蓄電池のみ15,000ポイントを交付	H27年度～	可		民生部 生活環境課 0265-83-2111（内線541）

令和6年度 長野県内各市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との売電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
上伊那地域	辰野町	辰野町ゼロカーボン推進補助金	補助金交付	○	○	○		・町内に住所を有する者。 ・補助対象設備等の設置又は保管場所は、補助対象者が所有又は管理する町内の住宅、又は土地とする。	-	10kw	-	太陽光 1kW当たり10万円 上限50万円 蓄電池 1件10万円 V2H CEV補助金の規定に定める補助金交付上限額の10分の1以内（上限10万円）	令和6年6月～	併用可	-	総務課ゼロカーボン推進室 0266-41-1111
上伊那地域	箕輪町	箕輪町ゼロカーボン推進補助金	補助金交付	○	○	○		(1) 自ら居住する既存住宅又は当該住宅と同一敷地内に存する建築物に補助対象設備を設置し、実績報告書提出時点において当該既存住宅に住所を有すること。 (2) 設備を設置する既存住宅は、一戸建ての専用住宅であること。	必要 余剰電力は、町長が指定する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業者に売却すること。	10kW未満		太陽光 1kWh当たり10万円 原則上限100万円 蓄電池（太陽光セット） 1kWh当たり6万円 上限42万円 蓄電池（単独） 1件10万円 V2H V2H補助金の規定に定める補助金交付上限額の10分の1以内（上限10万円）	R6.4～	可	-	総務課ゼロカーボン推進室 0265-79-3144
上伊那地域	飯島町	飯島町地球温暖化対策設備設置補助金	補助金交付	○	○	○		①所有する町内の住宅に対象設備を設置する者 ②対象設備を設置する住宅に5年以上継続して住所を有することができる者 ③対象設備に関して町の補助金の交付を受けていない者 ④町税等を滞納していない者 ⑤暴力団員等ではない者	余剰電力売電の確認	10kW未満		①太陽光パネル：2万円/kw（上限8万円）、蓄電池又はV2Hと同時設置の場合は上限10万円） ②蓄電池：設置費の1/4以内（上限5万円） ③V2H：設置費の1/4以内（上限5万円）	R5年度～	可	新規（従前の「飯島町太陽光発電システム設置補助金」は廃止）	住民税務課生活環境係 0265-86-3111（内線155）
上伊那地域	中川村	中川村既存住宅エネルギー自立化補助金	補助金交付	○	○	○		交付申請及び実績報告を行う時点において村内に居住する者であること。	-	-	-	・蓄電池+太陽光 10万円 ・V2H+太陽光 7万5千円 ・蓄電池のみ 7万5千円 ・V2Hのみ 5万円	令和6年4月1日～	可	-	建設環境課環境係 0265-88-3001（代）
南信州地域	飯田市	飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金	補助金交付	○				飯田市内で太陽光発電設備を設置した者			過去に同様の趣旨の補助金等を交付された者又は納付すべき市税を納付していない者は対象外	1kW当たり1万円 上限8万円 ※蓄電システムか電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と同時申請の場合上限10万円	R6.5.15～ R7.2.28 ※年度単位での受付	可	PPA・リースも対象（PPA・リース事業者に交付） 詳細は飯田市ウェブサイト「ゼロカーボンシティ推進関係補助金」を参照	市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課 0265(22)4511 内線5473

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件				限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との売電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）	その他備考					
南信州地域	飯田市	飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金	補助金交付		○			次の条件を満たす蓄電システムを設置した者 ・飯田市内の太陽光発電設備がある施設に設置するものであり、太陽光発電の電気を蓄電するもの ・国が行うZEH支援事業の対象製品として登録されたもの				1kWh当たり1万円 上限10万円	R6.5.15～ R7.2.28 ※年度単位での受付	可	PPA・リースも対象（PPA・リース事業者に交付） 詳細は飯田市ウェブサイト「ゼロカーボンシティ推進関係補助金」を参照	市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課 0265(22)4511 内線5473
南信州地域	飯田市	飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金	補助金交付				電気自動車（EV）	次の条件を満たす電気自動車を購入した者 ・使用の本拠とする場所が太陽光発電設備が設置・接続された飯田市内の建物であるもの ・飯田市内にV2H充放電設備が設置された事業施設があること ・国が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象車両として登録された、外部への給電機能を有する電気自動車であること				1kWh当たり1万円 上限20万円	R6.5.15～ R7.2.28 ※年度単位での受付	可	カーリースも対象（カーリース事業者に交付） 詳細は飯田市ウェブサイト「ゼロカーボンシティ推進関係補助金」を参照	市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課 0265(22)4511 内線5473
南信州地域	飯田市	飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金	補助金交付				プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	次の条件を満たすプラグインハイブリッド自動車を購入した者 ・使用の本拠とする場所が太陽光発電設備が設置・接続された飯田市内の建物であるもの ・飯田市内にV2H充放電設備が設置された事業施設があること ・国が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象車両として登録された、外部への給電機能を有するプラグインハイブリッド自動車であること				1kWh当たり1万円 上限20万円	R6.5.15～ R7.2.28 ※年度単位での受付	可	カーリースも対象（カーリース事業者に交付） 詳細は飯田市ウェブサイト「ゼロカーボンシティ推進関係補助金」を参照	市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課 0265(22)4511 内線5473
南信州地域	松川町	松川町住宅用太陽光発電・蓄電設備設置費補助金	補助金交付	○	○			自ら居住する町内の住宅に太陽光発電又は住宅用蓄電設備、若しくは両方を設置仕様とする者	電力会社と電力需給契約を締結した者	10kW未満	設備設置日に応じて補助金交付申請期間内に申請する。	・太陽光発電設備 1kWあたり1.8万円（上限9万円） ・蓄電設備 購入費用の3分の1（上限10万円）	R3.4.1～	可	R3.4～変更	住民税務 環境係 0265-36-7046

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との売電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
南信州地域	高森町	高森町ゼロカーボン推進補助金	補助金交付	○				自らが居住する又は居住する予定の住宅と同一敷地内に存する町内の建築物に補助対象設備を設置し、実績報告提出時点において当該住宅に住所を有すること。	余剰電力は、町長が指定する電気事業法第2条の2に規定する小売電気事業者に売却すること。	10kW未満	・発電する電力量のうち、自家消費する電力量が30%以上であること。 ・FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 ・（蓄電池）1kWh当たりの価格が15万5千円以下の設備であること。	1、太陽光発電設備 ①+②の合計額 ①町補助金分 1kWあたり3万円、限度額20万円 申請者が、以下の3要件のいずれかに該当する場合、1kWあたり3万5千円限度額30.7万円 （1）中学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）がいる世帯 （2）40歳未満で、本町へ転入し住宅に対象システムを設置する者 ②重点対策加速化事業補助金分 1kWあたり7万円、限度額69.3万円 2、蓄電池 補助対象経費の3分の1以内の額。上限額50万円。	R6.4.1～	可	R4～一部変更	環境水道課 環境係 0265(35)9409
南信州地域	阿南町	太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金交付要綱	補助金交付	○				町内に住所を有し、自ら居住する、又は居住する予定の町内の住宅（店舗との併用住宅を含む。）へ住宅用太陽光発電システムを設置した者（初期投資なく当該設備の設置を可能とする事業に該当するものを除く。）	余剰電力を一般電気事業者が購入する旨の契約が締結されていること。	10kW未満		1kW当たり5万円 限度額20万円	H21～	可		建設環境課 環境水道係 0260-(22)4053
南信州地域	阿南町	太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金交付要綱	補助金交付		○			(1)町内に住所を有し、自ら居住する、又は居住する予定の町内の住宅（店舗との併用住宅を含む。）へ蓄電システムを設置した者（初期投資なく当該設備の設置を可能とする事業に該当するものを除く。） (2)蓄電システムに係る補助金は、自己の所有する太陽光発電設備で発電した電気を蓄電し、かつ系統連系を行っているもの。 (3)国が行うZEH支援事業の対象製品として登録された蓄電システムであること				蓄電システム設置に要した事業費に3分の1を乗じて得た額 限度額30万円	R5～	可		建設環境課 環境水道係 0260-(22)4053
南信州地域	阿智村	太陽光発電システム設置補助事業	補助金交付	○				自ら居住する村内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む）に太陽光発電システムを設置しようとする者	電力会社と系統連携を行った者（対象システムの購入者若しくは設置または系統連携を行おうとする者を含む）	10kW未満		1kW当たり5万円 限度額20万円	H21.10～	可		環境課 環境係 0265-43-5513

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との売電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
南信州地域	根羽村	根羽村太陽光発電システム設置補助金交付要綱	補助金交付	○				村内に住所を有し、自ら居住する、若しくは居住を予定する村内の住宅（住宅に店舗、事務所これらに類する用途を兼ねるものを含む）	余剰電力を一般電気事業者が購入すること	10kW未満	システム購入先は飯田・下伊那の事業所に限る	1kwあたり5万円 限度額20万円	H22～	可		住民課 住民環境係 TEL0265-49-2111
南信州地域	下條村	下條村太陽光発電システム等設置事業	補助金交付	○				自ら居住する、若しくは居住を予定する村内の住宅の屋根、その他対象システムに適した場所へ対象システムを設置した者	電力会社と系統連携を行った者（対象システムの購入者若しくは設置または系統連携を行おうとする者を含む）。余剰電力について一般電気事業者が購入することとなっていること。	10kW未満	左記条件に加え、系統連系を行った者（対象システムの購入者若しくは設置または系統連系を行おうとする者を含む）	1kwあたり5万円 上限20万円	H21～	可		振興課 建設係 電話：0260-27-2311 Fax：0260-27-3536
南信州地域	下條村	下條村太陽光発電システム等設置事業	補助金交付		○			自ら居住する、若しくは居住を予定する村内の住宅の屋根、その他対象システムに適した場所へ対象システムを設置した者。国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業の対象製品として登録された蓄電システムをいう。	電力会社と系統連携を行った者（対象システムの購入者若しくは設置または系統連携を行おうとする者を含む）。余剰電力について一般電気事業者が購入することとなっていること。			蓄電システムは、本体費（税込み）へ4分の1を乗じて得た額とし上限額を20万円とする。	R4～	可		振興課 建設係 電話：0260-27-2311 Fax：0260-27-3536
南信州地域	売木村	太陽光発電システム設置補助事業	補助金交付	○				村内に住所を有し、自ら居住する、又は、居住を予定する住宅（店舗との併用住宅含む。）へ住宅用太陽光発電システムを設置した者（初期投資なく当該設備の設置を可能とする事業に該当するものを除く。）	余剰電力を一般電気事業者が購入する旨の契約が締結されていること。	10kW以内	-	1kw当たり3万円（上限4kw） 限度額12万円	H25～	-	-	住民課 0260(28)2311
南信州地域	天龍村	太陽と森林エネルギー等活用推進事業補助金交付事業	補助金交付	○				自ら居住する村内の住宅に太陽光発電システムを設置しようとする者	電力会社との余剰電力の販売契約の締結できる者			1kW当たり5万円 （限度額20万円）	H22～	可		建設課 環境水道係 0260-32-1022
南信州地域	泰阜村	太陽光発電システム設置補助事業	補助金交付	○				自ら居住する村内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む）に太陽光発電システムを設置しようとする者	電力会社と系統連携契約を締結した者	10kW未満		1kwあたり7万円 上限20万円	H23～	可		住民課 住宅水道係 電話：0260-26-2111 Fax：0260-26-2553

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との売電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
南信州地域	喬木村	住宅用太陽光発電システム・蓄電池システム設置補助金交付事業	補助金交付	○	○			自ら居住する村内の住宅に太陽光発電システムを設置しようとする者	電力会社との余剰電力の販売契約の締結できる者	10kW未満		(1)太陽光発電システム 1kw当たり3万円、限度額10万円 (2)蓄電池システム設置 対象経費の1/3以内 限度額10万円(太陽光発電と同時の申請の場合は上限15万円)	H17～	可		生活環境課 環境林務係 0265-33-5127
南信州地域	豊丘村	豊丘村太陽光発電システム・蓄電システム設置補助金交付事業	補助金交付	○	○			自ら居住する、若しくは居住する予定の村内の住宅(住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)に太陽光発電システム・蓄電システムを設置する者	電力会社と系統連系を行った者(対象システムの購入若しくは設置又は系統連系を行う者を含む)			【・太陽光発電システム】 1kw当たり4万円 限度額20万円 【・蓄電システム】 蓄電システムの設置に要した費用の総額の3分の1 上限10万円 但し、太陽光発電システムと同時申請の場合は上限15万円	H12～ R2～	可		建設環境課 環境係 0265-35-9057
南信州地域	大鹿村	大鹿村住宅太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金事業	補助金交付	○	○			大鹿村に在住し、大鹿村の区域内の屋根その他対象システムの設置に適した場所へ当該システムを設置した者	系統連系(対象システムにより発電された電力が一般電気事業者の所有する電線路に流れるよう接続されていること)が必要	太陽電池の最大出力が10kW未満	蓄電システムはZEH支援事業の対象品として登録された蓄電システムとする	【太陽光発電システム】 1kw当たり5万円 上限25万円 【蓄電システム】 蓄電システムの設置に要した費用の3分の1 上限10万円	H22～ R3～	可		住民税務課住民係 0265(39)2001
木曽地域	木曽町	木曽町新エネルギー普及促進事業補助金	補助金交付	○	○			町内に住所を有し、自らが所有し居住する、又は居住を予定する町内の住宅(当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に太陽光発電設備・蓄電設備を設置しようとする者	電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結した者	・太陽光発電 10kW未満 ・蓄電設備 1kwh以上 10kwh未満		・太陽光発電 1kw当たり3万円 限度額15万円 ・蓄電設備 設置に要した費用の1/10 限度額10万円	H21～	可		環境水道課 生活環境係 0264(22)3320
木曽地域	木祖村	木祖村安心エコ住宅リフォーム事業	補助金交付	○	○			村内に住所を有する者が、自ら所有する住宅に対象設備を設置するもの。	電力会社電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの。	最大出力 10kW以下	補助金を交付した年度内に対象設備を設置	太陽光パネル 1kw3万円 限度額15万円 蓄電池 設置費用の1/5 限度額5万円	H24～ (単独の制度からH30より本制度に繰り入れ)	否		産業振興課商工観光係

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との売電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
木曾地域	大桑村	大桑村太陽光発電システム等設置補助金	補助金交付	○	○			村内に住所を有し、自らが居住するための村内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む）当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者または対象システムを設置する村内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする者	電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できるもの	・太陽光発電システム 10kW未満 ・蓄電池 蓄電容量 4kw/h以上	対象システムを設置しようとし、補助金の交付申請をした年度内に対象システムの設置及び電力会社の契約を完了することができるもの。	1kW当たり3万円 限度額15万円 蓄電システム設置に要した費用の額に10分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） 5万円	H24～ R6～	可		住民課 生活環境係 0264-55-3080
木曾地域	上松町	上松町太陽光発電システム等設置補助金	補助金交付	○	○			(1)上松町内に住所を有するもの又は、自らが居住するための町内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に対象システムを設置しようとするもの。 (2)町税等の滞納のない者であること。 (3)上松町暴力団排除条例（平成23年上松町条例第9号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。 (4)当該補助金の交付申請をした年度内に対象システムの設置等を完了することができるもの	太陽光発電システム：10kW以下 蓄電システム：4kwh以上	太陽光発電システム：(1)未使用品であること。 (2)発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用すること。 蓄電システム：(1)未使用品であること。 (2)国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業の対象製品として登録のあること。	太陽光発電システム：1kwあたり50千円（上限200千円） 蓄電システム：1kwhあたり10千円（上限100千円）	R5～	可		住民福祉課 生活環境係 0264-52-4802	
松本地域	松本市	住宅用温暖化対策設備設置補助金（太陽光発電設備）	補助金交付	○				(1)実績報告をする時点において、申請者が市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。 (2)申請者自らが居住するための、市内の既存住宅に対象設備を設置しようとするもの ※新築住宅は対象外	申請者が電灯契約者であること。	10kW未満	(1)市内に本店、支店、営業所等を有する事業者を設置を依頼すること。 (2)10年以上のメーカー保証がある製品であること。 (2)申請年度内に事業を完了し、実績報告書類を提出すること。	・1kW当たり2万5千円 ・限度額10万円	H13～	可		申請受付について： 住宅課 0263-34-3246 補助金制度について： 環境・地域エネルギー課 0263(34)3268
松本地域	松本市	住宅用温暖化対策設備設置補助金（蓄電池設備）	補助金交付		○			(1)実績報告をする時点において、申請者が市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。 (2)申請者自らが居住するための、市内の既存住宅に対象設備を設置しようとするもの ※新築住宅は対象外			(1)市内に本店、支店、営業所等を有する事業者を設置を依頼すること。 (2)10kW未満の太陽光発電設備に連結する定置型蓄電設備であること。 (2)5年以上のメーカー保証がある製品を設置すること。	・10万円/1申請 ・限度額10万円	H25～	可		申請受付について： 住宅課 0263-34-3246 補助金制度について： 環境・地域エネルギー課 0263(34)3268

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との充電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
松本地域	松本市	住宅用温暖化対策設備設置補助金（V2H）	補助金交付			○		(1) 実績報告をする時点において、申請者が市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 申請者自らが居住するための、市内の既存住宅に対象設備を設置しようとするもの※新築住宅は対象外 (3) EVと住宅の間で相互に電力を供給できる機器であること。			(1) 市内に本店、支店、営業所等を有する事業者には設置を依頼すること。	・10万円/1申請 ・限度額10万円	R3～	可		申請受付について： 住宅課 0263-34-3246 補助金制度について： 環境・地域エネルギー課 0263(34)3268
松本地域	塩尻市	塩尻市既存住宅用太陽光発電設備等設置促進事業補助金	補助金交付	○				自ら居住する市内の住宅（住宅に事務所を兼ねるものを含む）に対象設備を設置しようとする方		10kW未満	・既存住宅は申請日の1年以上前に建築が完了したものであること ・新たに購入したものであること ・太陽光パネル設備の設置工事の契約日が令和5年4月1日以降であること	25,000円/1kW 限度額100,000円(4kW)	R5～	可		生活環境課環境係 0263-52-0280 内線1113
松本地域	塩尻市	塩尻市既存住宅用太陽光発電設備等設置促進事業補助金	補助金交付		○			自ら居住する市内の住宅（住宅に事務所を兼ねるものを含む）に対象設備を設置しようとする方		4kWh以上		一律100,000円	R6.7～	可		生活環境課環境係 0263-52-0280 内線1113
松本地域	安曇野市	安曇野市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金	補助金交付	○	○	○		・自らが居住するための市内の住宅に対象設備を設置しようとする者。 ・実績報告書の提出時において、対象住宅に居住し、その所在地が対象者の住所として住民票に記録されている者		太陽光発電システム：発電出力10kW未満	定置型蓄電システム：国が行うZEH化等支援事業の対象製品として登録のあるもの	(1)太陽光発電システム：1申請当たり7万5,000円（一律） (2) 定置型蓄電システム：1申請当たり7万5,000円（一律） (3) 電気自動車等充電設備（V2H）：1申請当たり7万5,000円（一律）	(1)太陽光発電システム：H17～ (2) 定置型蓄電システム：R5～ (3) 電気自動車等充電設備（V2H）：R5～	可		市民生活部 ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 0263(71)2085
松本地域	麻績村	麻績村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	補助金交付	○				(1) 村内に住所を有する者(2) 村内に居住を目的とした住宅（店舗等を兼ねている住宅を含む。）を有する者（当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者）又は住宅を設けようとする者	電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるものであること。	10kW未満の太陽光発電システムであること	未使用であること。	25,000円/1kW 限度額100,000円(4kW)	R5.4.1～	可		住民課 0263(67)3001

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との売電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）					
松本地域	生坂村	生坂村地球温暖化防止対策設備設置費補助金	補助金交付	○				(1) 村内に住民登録をし、実際に居住していること。あるいは交付決定までに住民登録を完了し、実際に居住できること。 (2) 自ら居住する住宅に補助対象設備を新たに設置した者、及び村内において自ら居住するために補助対象設備の設置された新築の住宅を購入した者。または、中古の住宅の購入に併せ補助対象設備を設置した者。	電力会社と受給契約を行った場合に限る	10kW未満		1kWあたり3万円 限度額12万円	H23.10～	可	住民課 生活環境係 0263(69)3113
松本地域	山形村	山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金交付	○				自ら居住する村内の住宅に太陽光発電システムを設置する者、又は新たに対象システムを設置して販売される住宅を購入する者とする。	未使用のシステムで、電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約が締結できる者であること	最大出力 10kW未満	申請年度内にすべての手続きを完了することができる者	1kW当たり3万円 (上限4kW) 限度額12万円	H18～	可	住民課 0263(98)3112
松本地域	朝日村	朝日村新エネルギー等普及促進事業	補助金交付	○	○			自ら居住する村内の住宅に太陽光発電システムを設置しようとする者 村税等滞納している者を除く	補助金の交付申請をした年度内に電子会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約が締結できる者	10kW未満	・未使用品であること ・申請年度内にすべての手続きを完了することができる者 ・村税等滞納している者を除く	太陽光 1kW 3万円(上限12万円) 蓄電システム 設置費用の3分の1(上限10万円)	太陽光 H22.4/1～ 蓄電池 R4.4/1～	両方とも可	建設環境課 上下水道環境係 0263(99)4103
松本地域	筑北村	筑北村地球温暖化対策事業補助金	補助金交付	○	○			(1) 村内に住所を有する者(2) 村内に居住を目的とした住宅(店舗等を兼ねている住宅を含む。)を有する者(当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者)又は住宅を設けようとする者	電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるものであること。	10kW未満の太陽光発電システムであること。蓄電池は最大出力10kW未満に連携し設置型蓄電池システムであること。	未使用であること。	太陽光25,000円/1kW 限度額100,000円(4kW) 蓄電池100,000円	R6～	可	住民福祉課 住民係 0263(66)2111
北アルプス地域	大町市	ゼロカーボン住宅推進リフォーム支援事業	補助金交付	○	○	○		当市に住所を有すること			市内に本店がある建設事業者又は市内に住所のある個人建設事業者が行う工事であること	対象工事費の20%以内、上限20万円(居住誘導区域内※は30万円)、千円未満の端数切捨て 当補助金を利用できるのは太陽光発電以外のリフォームも含め1回。	R5～	可	建設課建築住宅係 0261-22-0420 (内線694)

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との充電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
北アルプス地域	池田町	池田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金交付	○				(1)自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置するもの(当該住宅が自己の所有に属さないものであるときは、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者に限る) (2)太陽光発電システムの設置が完了している町内の住宅を自ら居住するために購入しようとする者	電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるものであること		・自ら居住するために用いる家屋(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む)に設置すること ・補助金の交付の申請をした年度期限内に完了報告ができること ・住宅等が自己の所有に属さない場合にあつては、当該住宅等の所有者の承諾を得られる者 ・未使用であること	1kw当たり2万円 限度額8万円	H21～	可		住民課 環境係 (0261)62-2203
北アルプス地域	白馬村	太陽光発電システム普及促進事業	補助金交付	○				村内に自ら居住し、又は居住する予定の住宅に太陽光発電システムを設置する個人				1Kw当たり3万円 限度額12万円	H24～	可		総務課 0261-72-5000 内線1112
長野地域	長野市	温暖化対策推進補助金	補助金交付	○	○	○		自らが居住または居住を予定する市内の住宅に、蓄電池、蓄電池及び太陽光発電設備またはV2Hを新たに設置するもの			・蓄電池と共に太陽光発電設備を導入する場合に限り、太陽光発電設備にも補助金を交付 ・国・県等の補助事業等に対象製品として登録のある機器 ・市内に本社または事業所を有する事業者が設置するもの	蓄電池：50,000円/基 蓄電池と太陽光を同時に導入する場合：100,000円/基 V2H：60,000円/基	R5～	可		環境保全温暖化対策課
長野地域	須坂市	新エネルギー導入設備設置費補助事業	補助金交付	○	○			市内にある自ら居住している住宅又は居住する予定の住宅に新たに新エネルギー導入設備を設置する者であること また、以下に該当する者 (1)法人でない者 (2)すでに市から同種の補助金の交付を受けていない (3)市税の滞納がない者 2 前項の規定にかかわらず、長野県が定める既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱に該当する場合は、この補助金の交付を受けることはできないものとする。	—	太陽光パネル： 10kW未満 蓄電池： 10kW未満の太陽光パネルと接続すること	・事前着工をしていないこと ・中古品は除く	(太陽光) 1Kw当たり1万円(限度額3万円) (蓄電池) 対象経費の10分の1に相当する額(限度額10万円)	H21～	国：可 県：不可		市民環境部生活環境課 026(248)9019

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との充電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
長野地域	千曲市	千曲市既存住宅エネルギー自立化補助金	補助金交付	○	○	○	太陽光発電システムは蓄電システムやV2H充電システムの同時設置に限り補助対象とする	自ら居住する千曲市内の既存住宅（店舗、事業所と兼用するものを含む）で補助対象機器を設置しようとする者で、市税等を滞納していない方		発電システム：太陽電池の最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値が10kwh未満	太陽光発電システム単体の購入に対しては補助対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・発電システム及び蓄電システム 対象経費の1/10 限度額150,000円 ・蓄電システム 対象経費の1/10 限度額100,000円 ・発電システム及びV2H充電システム 対象経費の1/10 限度額100,000円 ・V2H充電システム 対象経費の1/10 限度額50,000円 ・発電システム及び蓄電システム及びV2H充電システム 対象経費の1/10 限度額200,000円 蓄電システム及びV2H充電システム 対象経費の1/10 限度額150,000円 	R6.4.1～	可		市民環境部 環境課 環境政策係 026(273)1111 (内線2202)
長野地域	坂城町	坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金	補助金交付	○	○	○		(1)自ら居住する（居住する予定の場合も含む。）町内の専用住宅又は併用住宅に対象システムを設置しようとする者 (2)システムを設置した未入居の町内の専用住宅又は併用住宅を自ら居住するために購入しようとする者 (3)町税等を滞納している者を除く。	住宅用太陽光発電システム：電力会社との余剰電力の販売契約の締結できる者	住宅用太陽光発電システム：10kW未満	着工前申請 未使用品に限る	住宅用太陽光発電システム：H22～ 家庭用定置型蓄電システム：H27.7～ 電気自動車等充電設備：システムの設置に要する経費の1/10以内（上限10万円）	家庭用定置型蓄電システム：電力変換装置が一体的に構成されている未使用のもの 電気自動車等充電設備：電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる未使用のもの	可	企画政策課 企画調整係 0268(82)3111	
長野地域	小布施町	小布施町の景観と調和した住宅向け太陽光・蓄電池導入推進事業	補助金交付	○	○			・小布施町内に新増築する住宅または既存住宅の屋根上に新たに太陽光発電システム、または太陽光発電システムと同時導入で蓄電池システムを設置する事業。		10kW未満	【交付対象者】 ・太陽光発電システム／蓄電池システムの所有者。 ・リース等により個人に対して貸与する者。（当該交付対象設備を貸与され使用しているものと共同で補助金の交付に係る申請を行うものに限る。）	【太陽光発電システム】 ・1kWあたり7万円 （※景観基準への協力状況により、減額や補助対象外となる場合あり）	【蓄電池システム】 ・設備費・設置費の3分の1 （※設備費・設置費および工事費の合計額が、155,000円/kWh以下の蓄電池システムであること）	令和5年8月から	可	企画財政課環境ブランドデザイン推進室

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

地域	市町村	制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との売電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
長野地域	高山村	高山村地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金	補助金交付	○				自ら居住する村内の住宅に太陽光発電システムを設置しようとする者	電力会社との余剰電力の販売契約の締結できる者	10kW未満	未使用品に限る	1kW当たり3万円 限度額15万円	H14～	可		総務課 企画政策係 026(214)2263(直通) 026(245)1100(代表)
長野地域	高山村	高山村地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金	補助金交付		○			自ら居住する村内の住宅に蓄電池システムを設置しようとする者		蓄電容量1kw以上	未使用品に限る	システムの設置に要する経費の10分の1以内の額 限度額15万円	R2～	可		総務課 企画政策係 026(214)2263(直通) 026(245)1100(代表)
長野地域	高山村	高山村地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金	補助金交付			○		自ら居住する村内の住宅にV2H充放電システムを設置しようとする者			未使用品に限る	システムの設置に要する経費の10分の1以内の額 限度額15万円	R6～	可		総務課 企画政策係 026(214)2263(直通) 026(245)1100(代表)
長野地域	飯綱町	住宅用太陽光発電システム及び蓄電システム設置費補助金	補助金交付	○	○			(1)町内にある自ら居住している住宅又は居住する予定の住宅に新たに発電システムを設置する者 (2)発電システムが設置された町内の建売住宅を購入した者 (3)既に町から同種の補助金の交付を受けていない者	電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約が年度内に締結できるもの			太陽光発電システム：公称最大出力1kW当たり5万円(限度額25万円) 蓄電システム：蓄電容量1KWh当たり2万円(限度額10万円)	太陽光発電システム：H27年3月20日から 蓄電システム：令和6年4月から	可		住民環境課 生活環境係 026-253-4762
長野地域	小川村	小川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金交付	○				村内に住所を有する世帯	電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約が年度内に締結できるもの			1kWあたり4万円 (上限20万円)	H29～	可		住民福祉課 住民係 026-269-2323
北信地域	中野市	中野市既存住宅エネルギー自立化補助金	補助金交付	○	○			・未使用品の既存住宅への①太陽光発電及び蓄電システムの同時設置、又は②蓄電システムの設置(既に太陽光発電システムを設置している場合のみ) ・設備の購入及び設置工事に要する費用が対象	・市内に住所を有し、市税等の滞納がない個人 ・自ら所有かつ居住する既存住宅への設置 ・未使用品の既存住宅への①太陽光発電及び蓄電システムの同時設置、又は②蓄電システムの設置(既に太陽光発電システムを設置している場合のみ)		・設置前(工事着工前)に申請し、交付決定を受けてから設置(着工)	①は対象経費の1/2以内で限度額15万円 ②は対象経費の1/2以内で限度額10万円	R6～	可	他の補助金等は併用可能だが対象外経費とする	生活環境課 環境係 0269-22-2111

令和6年度 長野県内市町村の太陽光発電システム助成制度一覧（対象：住宅）

（令和6年7月1日現在）

		制度名称	方法	助成対象設備				助成制度を受ける条件			限度額・利率	実施期間	国・県の補助金との併用の可否	備考	担当部署	
				太陽光パネル	蓄電池	V2H	その他	住所等の要件	電力会社との売電契約等の必要（ある場合はその内容を記入）	最大出力による制限等（ある場合はそのkW数を記入）						その他備考
北信地域	飯山市	飯山市カーボンニュートラル促進事業補助金	補助金交付	○	○			市内の事業者により施工するものであって、申請者自ら居住する住宅に設置する新品の太陽光パネルの設置工事費であること。			発電実績を市へ報告する等、市の情報集積に協力すること。	太陽光パネル 出力1kWあたり10万円、限度額50万円 蓄電池 容量1kWhあたり10万円、限度額50万円	令和7年 3月まで	可		ゼロカーボン推進課
北信地域	山ノ内町	山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金交付事業	補助金交付	○	○	-	-	町内にある自ら居住している住宅若しくは居住する予定の住宅で使用するために補助金の対象となる設備を設置する者	-	太陽光発電出力 10kW未満 蓄電容量 4kwh以上	未使用品のもの	太陽光発電設備 1kW当たり3万円（上限15万円） 蓄電設備 対象経費の10分の1以内（上限10万円）	R6～	可	-	未来創造課 地域創造係 ゼロカーボン推進室 0269(33)3113
北信地域	木島平村	木島平村住宅用太陽光発電・蓄電設備設置費補助金	補助金交付	○	○			木島平村内に住所を有し、自らが居住するための住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に対象設備を設置しようとする者	-	-	-	太陽光発電設備：補助対象経費の10分の10以内で20万円が限度 蓄電設備：補助対象経費の10分の10以内で15万円が限度 太陽光発電設備及び蓄電設備：補助対象経費の10分の10以内で35万円が限度	R4～	可	-	総務課政策情報係
北信地域	野沢温泉村	野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金交付	○				村内に住所を有し、自らが居住する村内の住宅等	電力会社との余剰電力の販売契約の締結できる者	10kW未満	野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例第14条に基づく届出に伴い、同第16条の指導・助言に従い、うるおいのある美しいまちづくりに配慮する者	1kW当たり4.2万円 限度額16.8万円	平成27年度から	可		総務課企画財政課係

※補助金額等変更されている場合がありますので詳細は各市町村申請窓口にてご確認ください。